

第2期みなまた生きる支援推進プラン

（「第2期水俣市自殺対策計画」）

～誰も自殺に追い込まれることのないいのち支える水俣市をめざして～

（令和5年度～9年度）



令和5年3月

水俣市

目 次

はじめに

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景	2
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 計画の数値目標	4

第2章 水俣市の自殺の現状

1 はじめに	5
2 水俣市の自殺の現状（まとめ）	6
3 自殺者数と自殺死亡率の推移	7
4 性別・年齢構成別の特徴	8
5 職業別の特徴	11
6 同居の有無	12
7 原因・動機別の特徴	12
8 自殺未遂の有無	13
9 対策が優先されるべき対象群	14

第3章 自殺対策における取組

1 基本方針	15
（1）生きることの包括的な支援として推進	
（2）関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開	
（3）対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動	
（4）実践と啓発を両輪として推進	
（5）関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進	
（6）自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮	
2 施策の体系	17
3 5つの基本施策	18
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	
基本施策3 市民への啓発と周知	
基本施策4 生きることの促進要因への支援	
基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	
4 4つの重点施策	21
重点施策1 健康問題に関わる自殺対策の推進	
重点施策2 高齢者の自殺対策の推進	
重点施策3 生活困窮者支援と自殺対策の連動性の強化	
重点施策4 勤務問題に関わる自殺対策の推進	
5 具体的な取り組みと評価について	23

第4章 自殺対策の推進体制

1 自殺対策推進体制	31
------------	----

はじめに

わが国の自殺死亡者は、平成10年以降、14年連続で3万人を超えました。この間、平成18年には「自殺対策基本法」が制定され、自殺は個人の問題から社会的な問題であるとの認識の下、様々な対策が講じられ、平成21年以降の自殺者数は減少傾向にあります。依然として2万人を超えています。自殺は、その多くが悩み抜いた末に、自ら命を絶たざるを得ない状態にまで「追い込まれた末の死」であり、周囲の気づきや適切な相談対応など、社会全体で対策を考えるべきものであります。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、平成28年4月に国の「改正自殺対策基本法」が施行され、平成30年度までに全ての自治体に対し、生きることの包括的な支援を基本理念とした自殺対策計画の策定が義務付けられました。

本市におきましても、平成31年3月にこれまでの取組を発展させ総合的に自殺対策を推進するため、「みなまた生きる支援推進プラン（水俣市自殺対策計画）～誰も自殺に追い込まれることのないいのちを支える水俣市をめざして～」を策定し、自殺対策を推進してまいりました。

しかし、本市の自殺者数は増減を繰り返しており、特に70歳以上の高齢者の自殺や健康問題、生活困窮に関わる自殺が多いことが喫緊の課題となっております。また全国的には新型コロナウイルス感染症の感染拡大下において女性や中高生の自殺が増加し、本市においても注視していく必要があります。

この計画では、本市における生きる支援を総合的に推進するための具体的な施策を定めており、引き続き本計画に基づいて国や県をはじめとする様々な分野の関係機関や関係団体等との連携をさらに強化するとともに、市民の皆様と一丸となった取組を展開してまいりたいと考えております。

自殺対策は「生きることの包括的な支援」であり、それは地域づくりそのものです。市民一人ひとりがこころの健康づくりの大切さを意識し、自分自身の問題のみならず、市全体の問題としてお互いに支えあっていくことが必要になりますので、市民の皆様をはじめ、関係機関の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提案をいただきました水俣市生きる支援ネットワーク協議会の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

水俣市長 高岡 利治

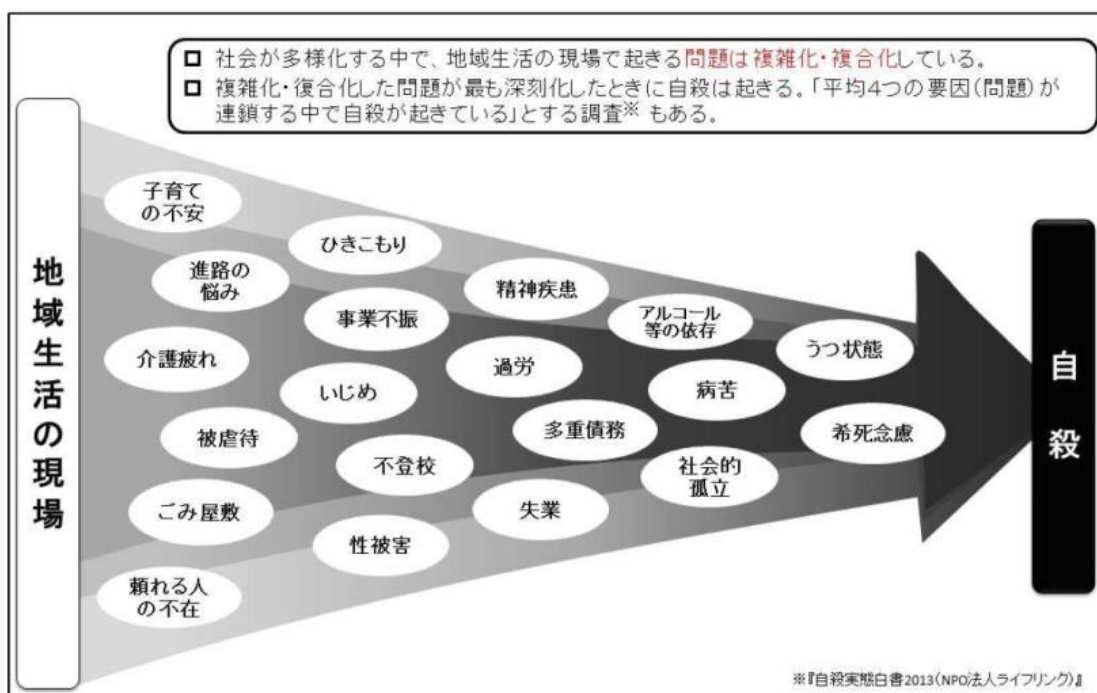
第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景

自殺はその多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥る、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態に追い込まれてしまう過程と見ることができます。

我が国の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超え、その後も高い水準で推移していました。平成18年10月に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が施行されて以降、「個人的な問題」と認識されがちであった自殺が「社会的な問題」と認識されるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。施行から10年目の平成28年3月には、自殺対策を更に強化するため自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することとなりました。

図1：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



2 計画策定の趣旨

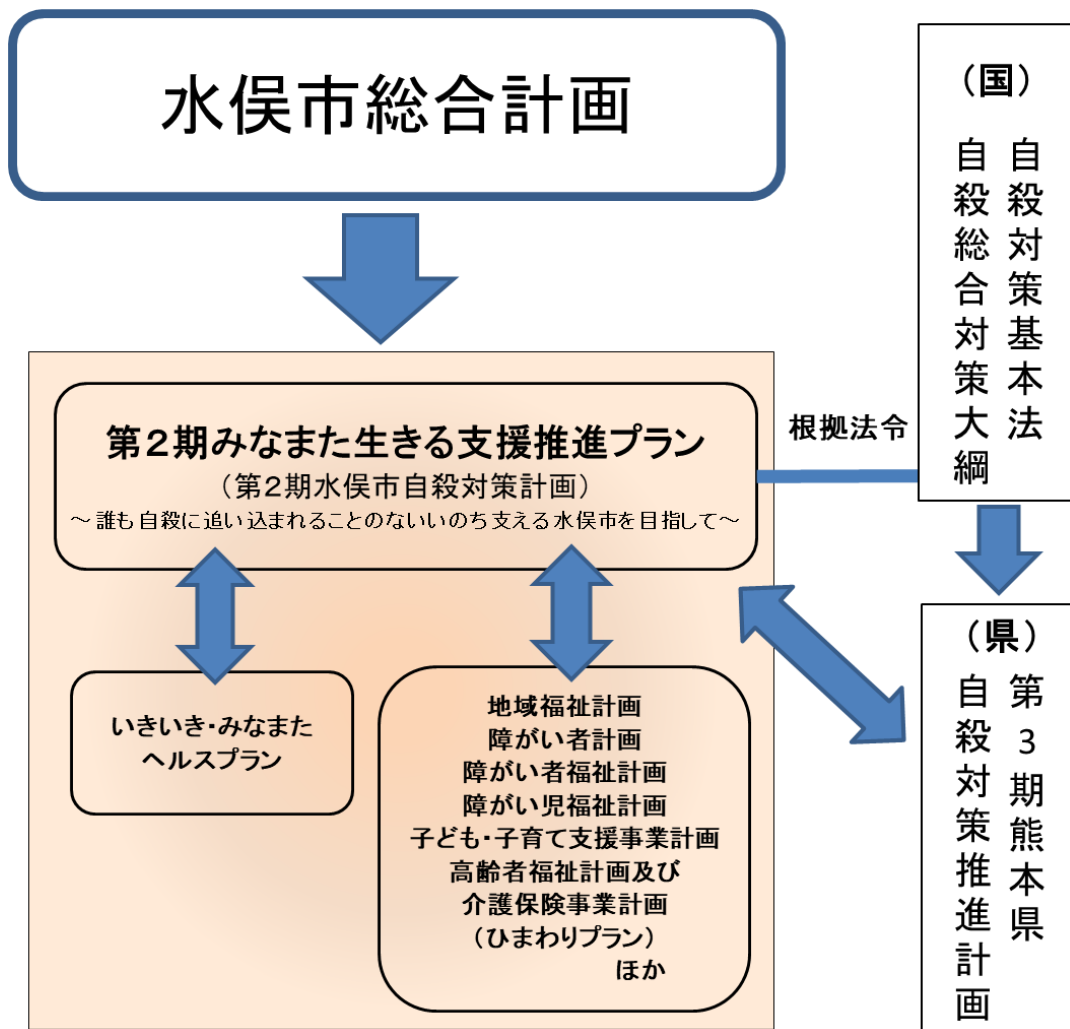
本市においても、これまでの取組を発展させる形で全庁的な取組として総合的に自殺対策を推進するため、平成30年度に「みなまた生きる支援推進プラン（水俣市自殺対策計画）～誰も自殺に追い込まれることのないいのち支える水俣市をめざして～」を策定し、地域の関係機関や団体、庁内関係部署と連携して自殺対策に関する様々な施策を進めてきました。

今回、これまでの取り組みや本市の現状などを踏まえ、また、令和4年10月に新たに示された国の自殺総合対策大綱を参考に、「第2期みなまた生きる支援推進プラン（水俣市自殺対策計画）～誰も自殺に追い込まれることのないいのち支える水俣市をめざして～」を策定します。

3 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法に基づき、同法第13条2項に定める「市町村自殺対策計画」として定めるものです。

本計画は、市の最上位計画「第6次水俣市総合計画」を基とし、健康増進計画「いきいき・みなまたヘルスプラン」と整合性を持ち、自殺対策に関連するほかの計画と連携を図るものです。



4 計画の期間

国の自殺対策の指針である自殺総合対策大綱は、平成 19 年 6 月に初めて制定された後、平成 20 年 10 月、平成 24 年 8 月、平成 28 年の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえた見直しにより、平成 29 年 7 月に自殺総合対策大綱、令和 4 年 10 月には新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進を含めた新たな自殺総合対策大綱～誰も追いつまれない社会の実現を目指して～が閣議決定されました。

このようにこれまで自殺総合対策大綱は、おおむね 5 年に一度を目安に改定が行われているため、本市の計画の期間は、令和 5 年度から大綱の見直しが行われる令和 9 年度までの 5 年間とします。

5 計画の数値目標

自殺対策基本法において示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すべきは、「誰も自殺に追いつまれない社会」の実現です。そうした社会の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組がどのような成果を挙げているのかといった、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

国は、平成 29 年 7 月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追いつまれない社会の実現を目指して～」において、令和 8 年までに、人口 10 万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）を平成 27 年と比べて 30%以上減少させることを、政府の進める自殺対策の目標として定めています。

そうした国の方針を踏まえつつ、本市の計画における当面の目指すべき目標値として、令和 2 年の年間自殺者数 3 人（自殺死亡率 12.4）を、令和 9 年までに自殺者数ゼロを目指します。

第2章 水俣市の自殺の現状

1 はじめに

(1) 自殺実態の分析にあたって

本章の分析にあたっては、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の両方を使用するとともに、自殺者数と自殺死亡率の2種類の値を参考にしました（自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数を指します）。なお、両方の統計には以下のような違いがあります。

- ①調査対象の差異：厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象としているが、警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人も含む）を対象としている。
- ②事務手続き上（訂正報告）の差異：厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者からの自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。
- ③項目の差異：警察庁の自殺統計は、「職業別」「原因・動機別」といった項目があるが、厚生労働省の人口動態統計にそれらの項目はない。

(2) 作図に用いたデータ

本章で掲載した図2～10、表1～5は、それぞれ以下の統計を使用し作図したものです。

- ・図2：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」
- ・表1：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2021）」
- ・図3：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」
- ・表2：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2021）」
自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2021）」
- ・図4：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」
- ・図5：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」
- ・図6：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」
- ・図7：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」
- ・表3：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2021）」
- ・図8：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」
- ・図9：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」
- ・表4：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2021）」
- ・表5：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2021）」
- ・図10：NPO法人ライフリンク「自殺の危機経路」

2 水俣市の自殺の現状（まとめ）

- (1) 平成28年と比較して、令和2年は自殺者数・自殺死亡率ともに減少傾向にあるものの、自殺者数・自殺死亡率ともに年によって増減があります。
- (2) 令和2年の自殺死亡率は、全国や熊本県よりも低いです。
- (3) 性別・年代別では、20歳代男性女性、70歳代、80歳代の男性の割合が高いです。全国や熊本県よりも女性の割合がやや高い傾向にあります。
- (4) 全国や熊本県と比べ、自殺者に占める「年金受給者」の割合が高いです。
- (5) 全国と比べ、「自営業・家族従業者」による自殺の割合が高いです。
- (6) 同居の有無別では、約7割が「同居あり」です。
前回第1期プラン策定時と比べて「同居なし」が増加しています。
- (7) 自殺の原因・動機では、「健康問題」が最も多いです。
- (8) 平成28年から令和2年の5年間で、本市において自殺者数が多い属性（性別×年代別×仕事の有無別×同居人の有無別）は、以下の5区分です。
 - I：60歳以上の男性の無職者で、同居人がいる人（自殺者全体の33.3%）
 - II：60歳以上の女性の無職者で、同居人がいない人（自殺者全体の13.3%）
 - III：60歳以上の男性の有職者で、同居人がいない人（自殺者全体の6.7%）
 - IV：20～39歳の男性の無職者で、同居人がいる人（自殺者全体の6.7%）
 - V：20～39歳の男性の有職者で、同居人がいない人（自殺者全体の6.7%）

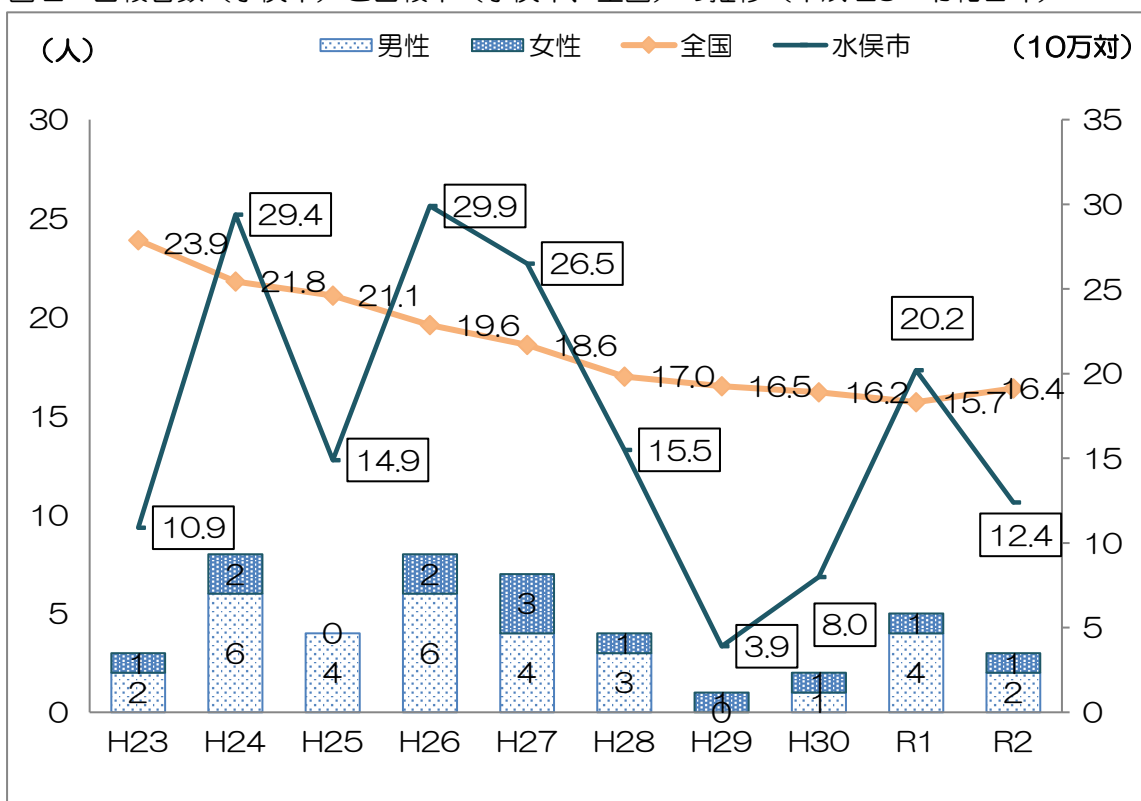
3 自殺者数と自殺率の推移

平成23年から令和2年までの本市の自殺者数は、45人です。

自殺者数・自殺死亡率（以下「自殺率」という。）は、平成26年度以降減少傾向にありましたが、近年増加するなど年によりバラつきが大きい状況です。

本市の自殺率は12.4で、全国（16.4）や熊本県（16.2）よりも低く、平成28年以降、令和元年を除き全国や熊本県よりも低く推移しています。（図2、表1）

図2：自殺者数（水俣市）と自殺率（水俣市、全国）の推移（平成23～令和2年）



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

表1：自殺者数・自殺率の推移

		単位 自殺者数 (人)		自殺率 (人口10万対)			
平成28年～令和2年		H28	H29	H30	R1	R2	
本市	自殺者数	15	4	1	2	5	3
	自殺率	12.0	15.5	3.9	8.0	20.2	12.4
全国	自殺者数	104,379	21,703	21,127	20,668	19,974	20,907
	自殺率	16.4	17.0	16.5	16.2	15.7	16.4
熊本県	自殺者数	1,392	321	272	248	269	282
	自殺率	15.8	18.1	15.7	14.2	15.0	16.2

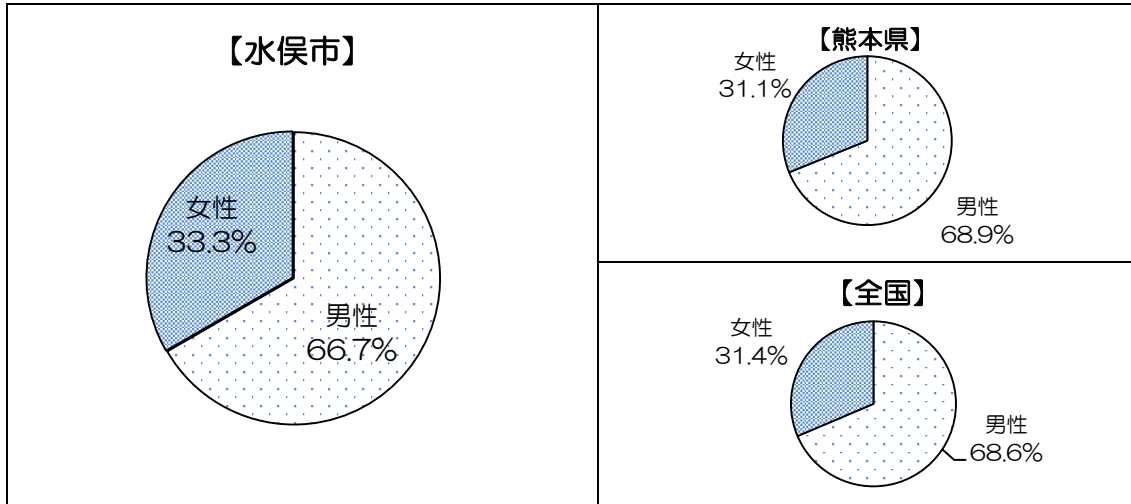
出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2021）」

4 性別・年齢階層別の特徴

性別の自殺者数の割合は、平成28年から令和2年までの合算で見ると、男性は10人で66.7%、女性が5人で33.3%です。

熊本県（男性68.9%、女性31.1%）や全国（男性68.6%、女性31.4%）と比べると女性の割合がやや高い傾向にあります。（図3）

図3：性別構成割合（平成28年～令和2年合計）



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

平成28年から令和2年の合算では、自殺者数が多い順に80歳以上が5人、次いで70歳代が3人、20歳代、40歳代が2人となっていますが、自殺率で見ると高い順に80歳以上（29.1）、20歳代（22.0）、70歳代（16.8）となっています。（表2）

表2：年齢構成別自殺者数と自殺率 単位 自殺者数（人）、自殺率（人口10万対）

平成28年～令和2年		19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	
本市	自殺者数	15	0	2	1	2	0	2	3	5
	自殺率	12.0	0.00	22.0	8.8	14.8	0.0	9.2	16.8	29.1
全国	自殺者数	104,379	3,112	11,140	13,136	17,705	17,500	15,577	14,739	11,217
	自殺率	16.4	2.9	17.2	17.1	18.6	22.0	18.0	20.1	21.3
本県	自殺者数	1417	32	124	149	207	261	240	187	216
	自殺率	15.8	2.0	15.4	14.8	18.4	23.7	17.9	18.5	23.3

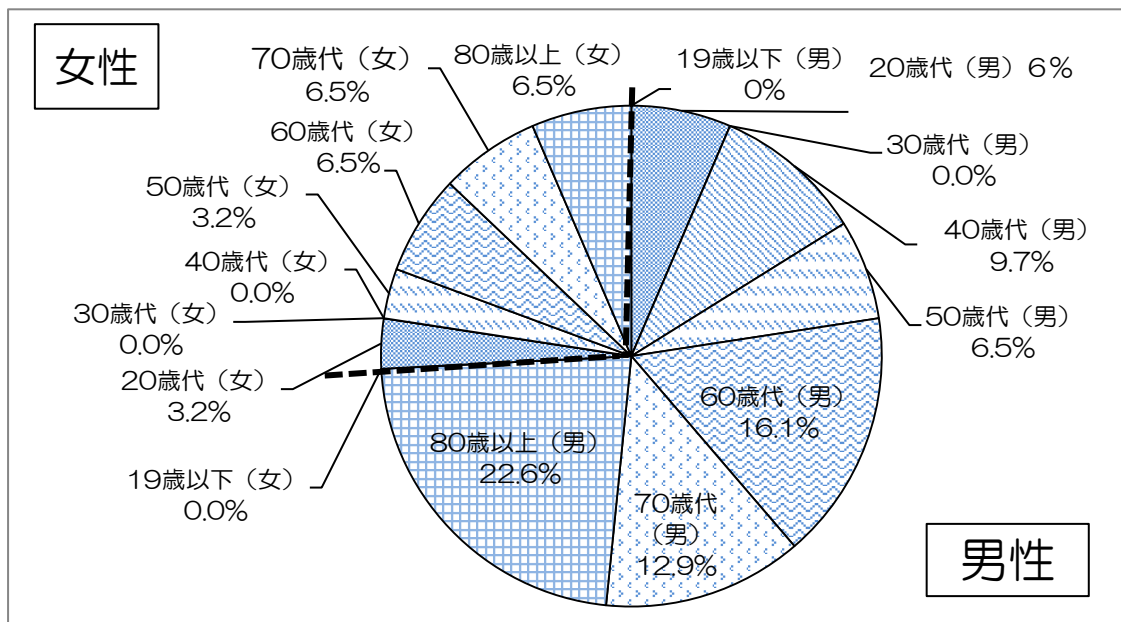
出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール（2021）」

本市の自殺の割合を「性別×年齢構成別」のクロス集計でみると、80歳以上の男性が最も多いです。(図4②)

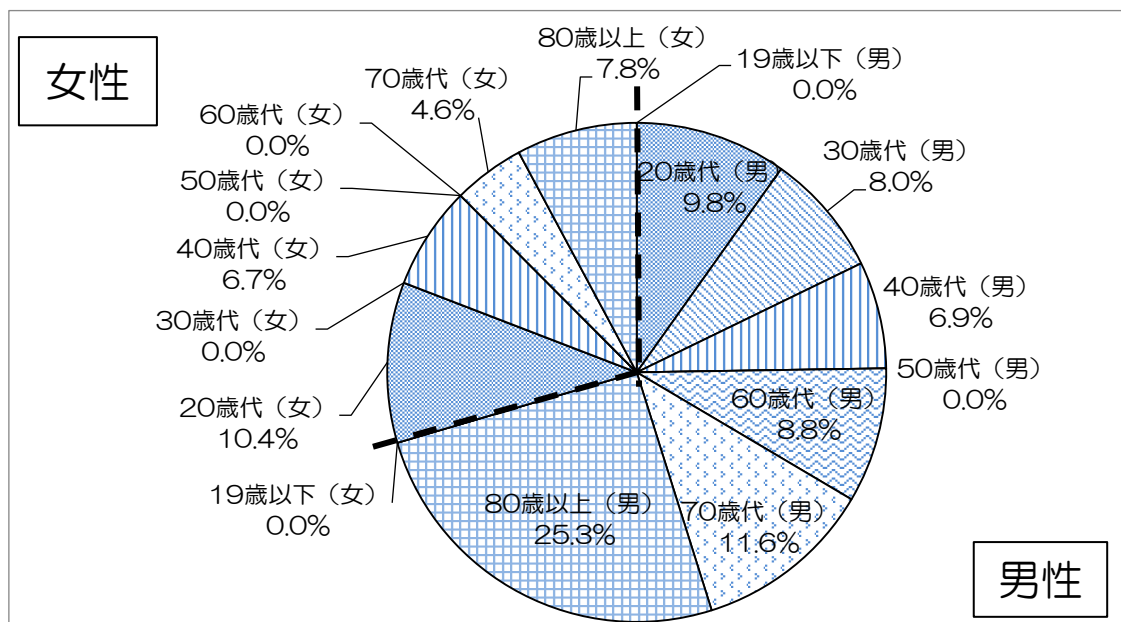
第1期計画策定時と比べると、女性全体の割合が増加しています。(図4①②)

図4：水俣市の「性別×年齢構成別」自殺者数の構成割合

①平成24年～平成28年合計



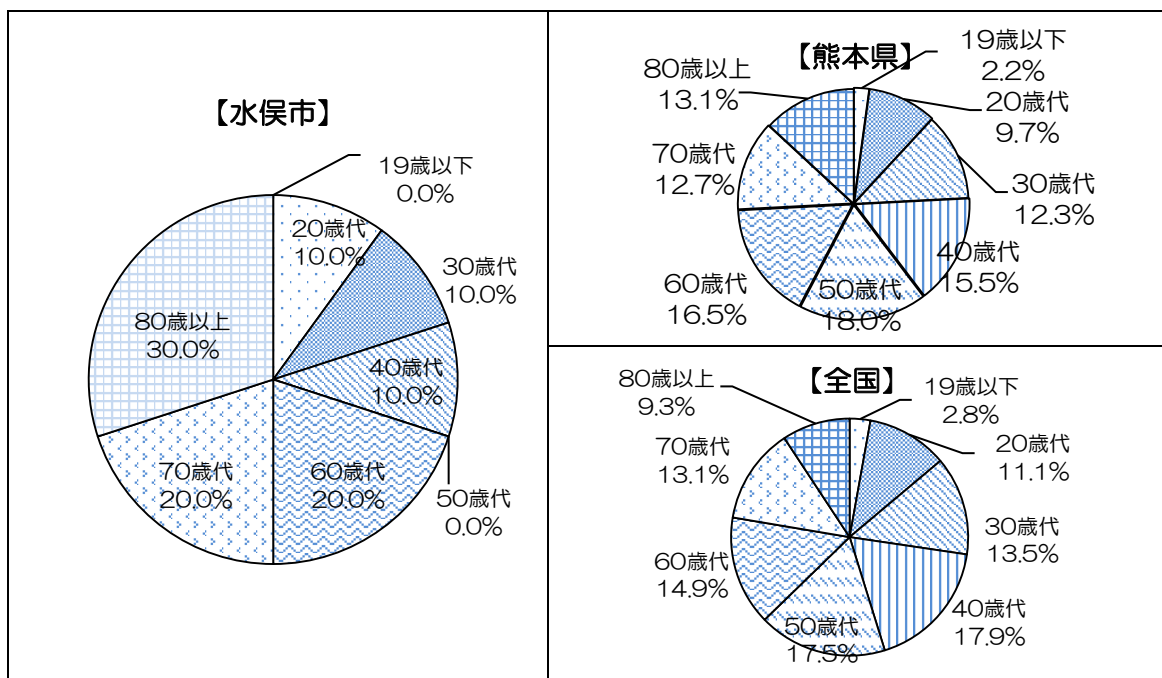
②平成28年～令和2年合計



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

熊本県や全国と比べて、男性の死亡者数の割合は、60歳代、70歳代、80歳以上が高い傾向にあります。(図5)

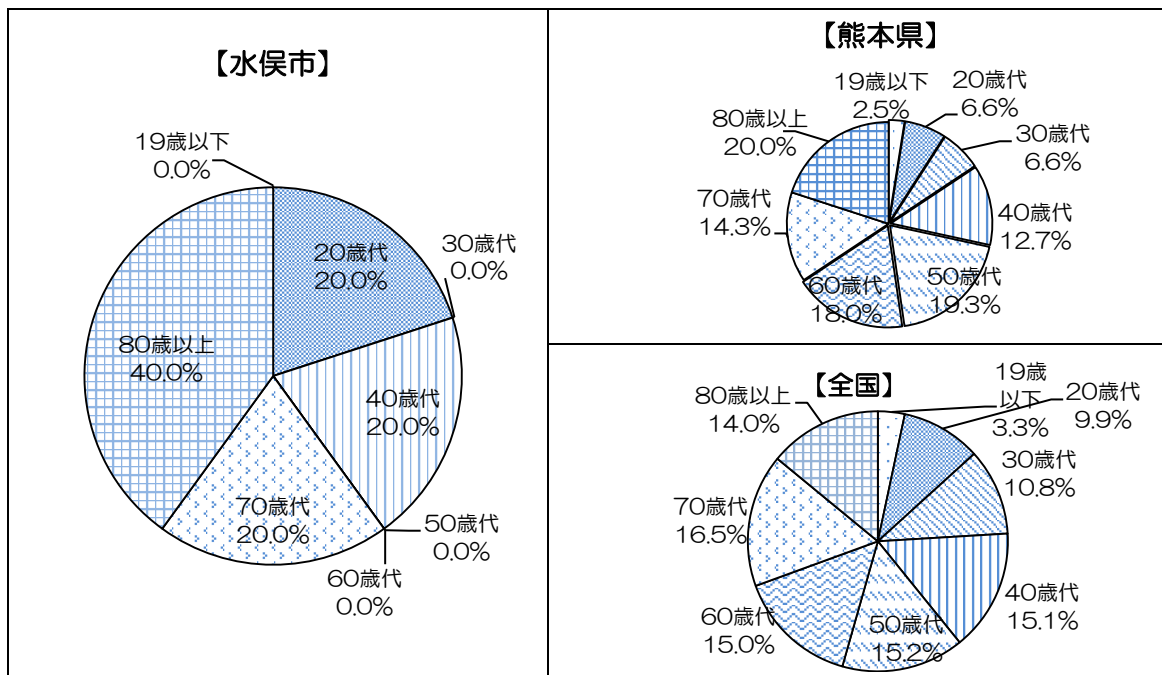
図5：男性年齢階層別割合（平成28年～令和2年合計）



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

熊本県や全国と比べ、女性の死亡者数の割合は、20歳代、40歳代、70歳代、80歳以上が高い傾向にあります。(図6)

図6：女性年齢階層別割合（平成28年～令和2年合計）



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

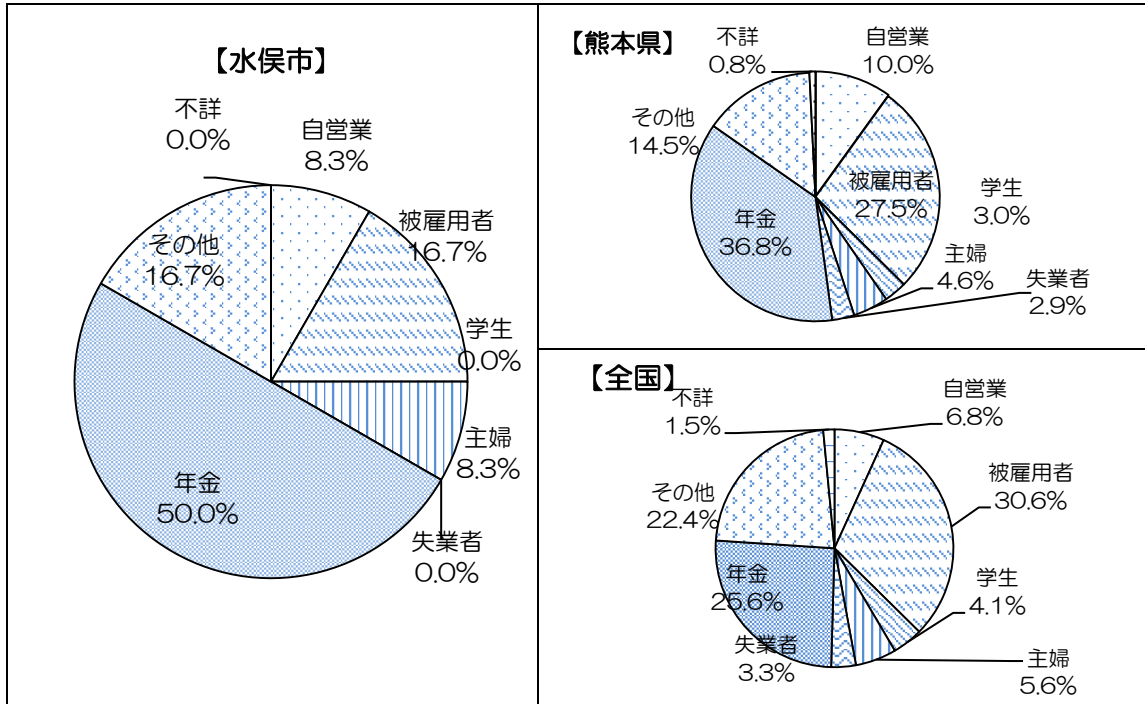
5 職業別の特徴

職業別の自殺者数の割合は、平成28年から令和2年の合算で見ると、自殺者の多い順に「年金」が6人で50.0%、次いで「被雇用者」が2人で16.7%となっています。

(図7)

熊本県や全国と比べ、「年金」が高い傾向にあります。(図7)

図7：職業別割合（平成28年～R2年合計）



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

熊本県や全国と比べ、有職者の自殺の割合では、「自営業・家族従業員」が高い傾向にあります。(表3)

表3：有職者の自殺の内訳（平成28年～令和2年合計）

	自営業・家族従業員	被雇用者・勤め人
水俣市	50.0%	50.0%
全国	26.6%	73.4%
熊本県	18.2%	81.8%

出典：自殺総合対策センター「地域自殺実態プロファイル（2021）」

6 同居の有無

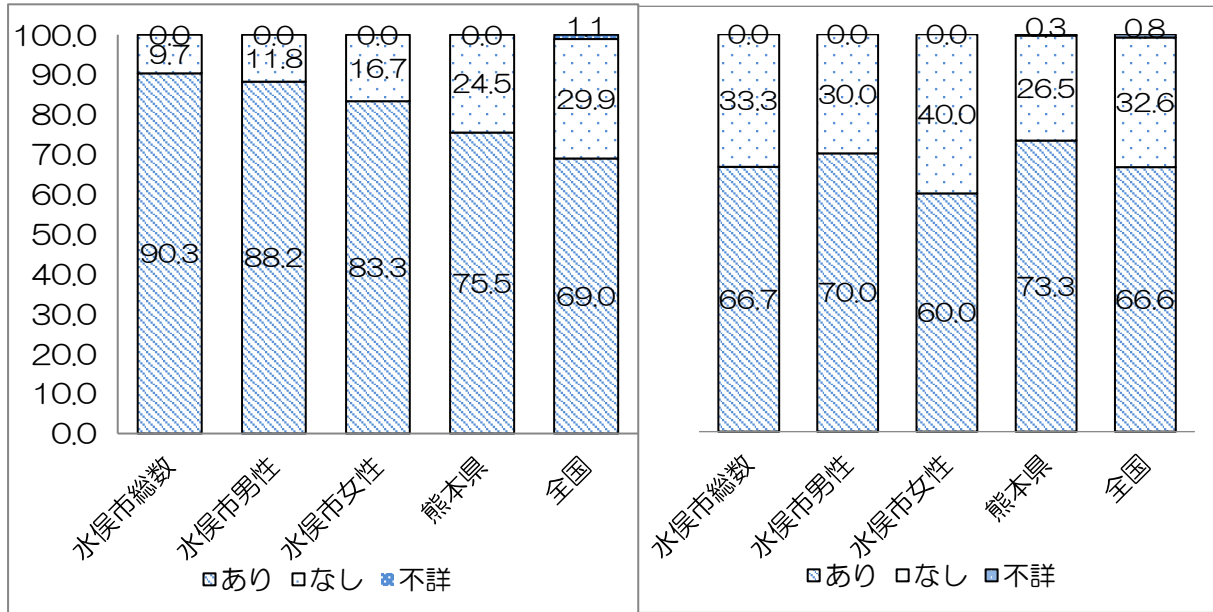
同居の有無別の自殺者数の割合は、平成 28 年か令和 2 年の合算でみると、「同居あり」は 10 人で 66.7%、「同居なし」が 5 人で 33.3%です。(図 8②)

第 1 期計画策定時と比べると、「同居なし」が増加している。(図 8①②)

図 8：同居人の状況

①平成 24 年～平成 28 年合計

②平成 28 年～令和 2 年合計



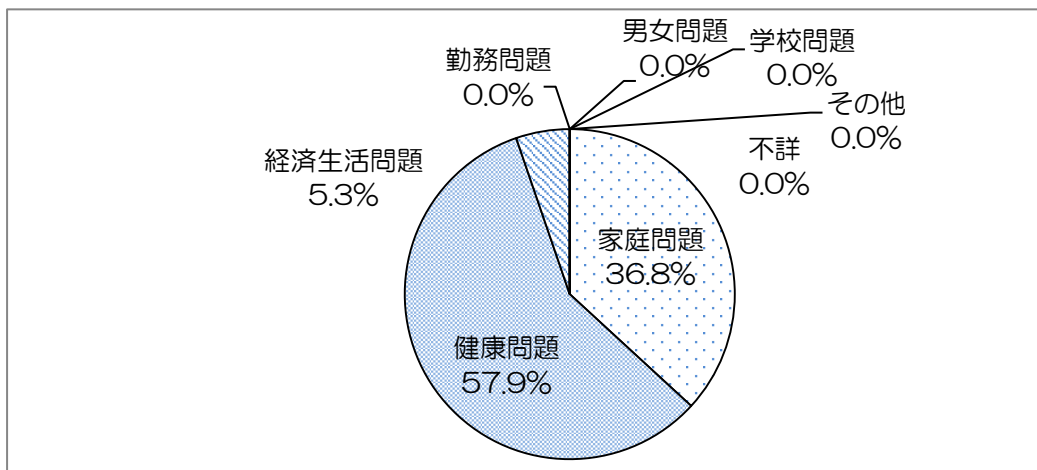
出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

7 原因・動機別の状況

原因・動機別の自殺者の割合は、平成 28 年から令和 2 年の合算でみると、自殺者の多い順に「健康問題」が 11 人で 57.9%、次いで「家庭問題」が 7 人で 36.8%となっています。(図 9)

※自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。

図 9：原因・動機別の状況（平成 28 年～令和 2 年合計）



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

8 自殺未遂の有無

平成 28 年から令和 2 年における本市の自殺者のうち、亡くなる前に自殺未遂の経験がなかった人は 66.7% となります。(表 4)

表 4：自殺未遂の状況（平成 28 年～令和 2 年合計）

	あり	なし	不詳
水俣市	—	66.7%	—
熊本県	24.1%	60.4%	15.5%
全国	19.3%	62.6%	18.1%

出典：自殺総合対策センター「地域自殺実態プロファイル（2021）」

9 対策が優先されるべき対象群

本市の自殺者数は平成 28 年から令和 2 年合計 15 人(男性 10 人、女性 5 人)です。平成 24 年から平成 28 年合計 31 人と比較すると、半分に減少しています。

表 5：水俣市の特徴

上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位：男性 60 歳以上 無職同居	5	33.3%	40.9	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
2 位：女性 60 歳以上 無職独居	2	13.3%	28.3	死別・離別＋身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3 位：男性 60 歳以上 有職独居	1	6.7%	110.3	配置転換／転職＋死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
4 位：男性 20～39 歳 無職同居	1	6.7%	86.3	①【30 代その他無職】ひきこもり＋家族間の不和→孤立→自殺 ②【20 代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
5 位：男性 20～39 歳 有職独居	1	6.7%	70.0	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺 ②【非正規雇用】（被虐待・高校中退）非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺

出典：自殺総合対策センター「地域自殺実態プロファイル（2021）」

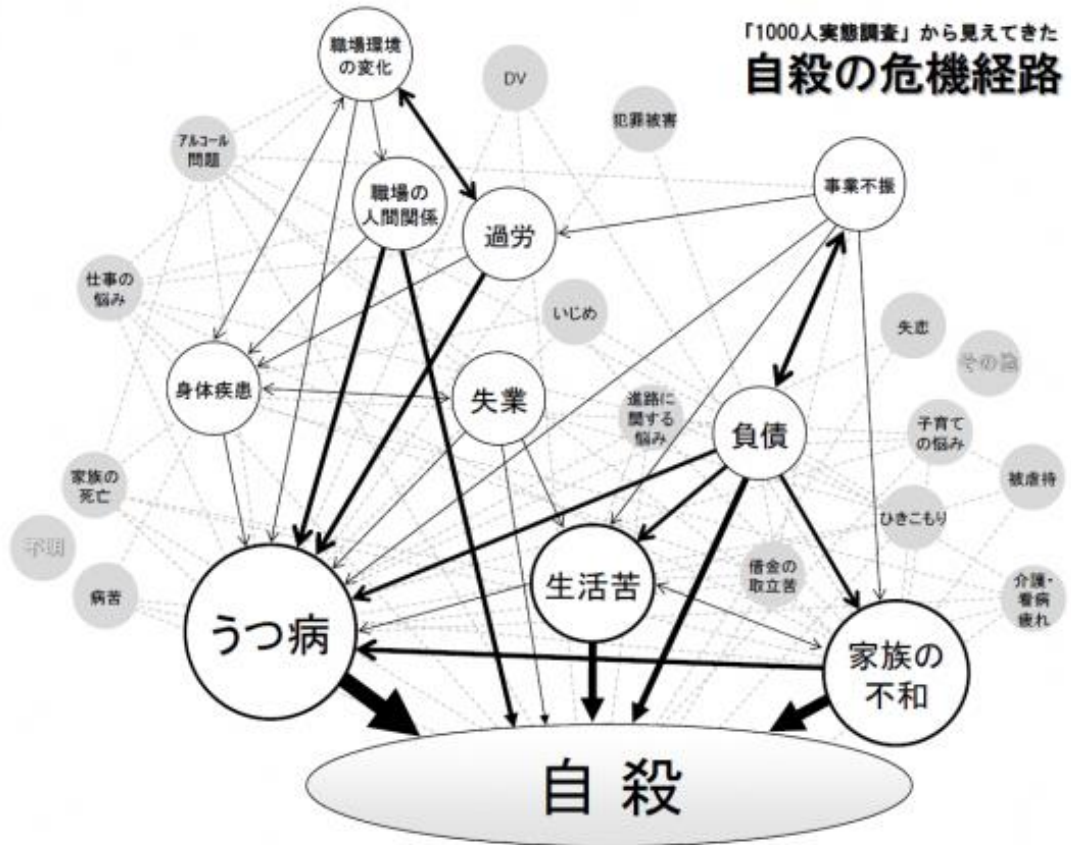
※順位は自殺者の多さに基づく。

※「背景にある主な自殺の危機経路」とは

NPO 法人ライフリンクが行った 500 人以上の自殺で亡くなった方についての実態調査から、自殺は、平均すると 4 つの要因が連鎖して引き起こされており（参考：図 10）、それらの要因の連鎖のプロセス（「自殺の危機経路」という）は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになった。（詳細は『自殺実態白書 2013』（NPO 法人ライフリンク））

表 5 の「背景にある主な自殺の危機経路」の欄には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものが記載されている。

図 10：「自殺の危機経路」



第3章 自殺対策における取組

1 基本方針

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、本市においては、以下の6つを「自殺対策の基本方針」として掲げています。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪として推進
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有する必要があります。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

また、自殺の問題と同様の認識が示された孤独・孤立の問題への対策や、全国的に自殺者数が増加傾向にある女性や子どもへの自殺対策についても、各関係機関、関連施策と連携を図っていく必要があります。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

さらに、自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。

さらに、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等や、精神疾患における普及啓発を図るとともにメンタルヘルスへの理解促進、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいく必要があります。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

自殺対策の目指す「誰も自殺に追い込まれることのない水俣市」の実現に向けては、水俣市で暮らす市民一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取組を進めていく必要があります。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識して取り組む必要があります。

2 施策の体系

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策パッケージ」においてすべての市町村が共通して取り組むべきとされている「5つの基本施策」と、本市における自殺の現状を踏まえてまとめた「4つの重点施策」で構成されています。

「5つの基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」など、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組です。そのため、「事前対応」「危機対応」「事前対応の更に前段階の対応」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅する幅広い施策群となっています。

「4つの重点施策」は、本市における自殺の原因で最も多い健康問題と自殺のハイリスク層である高齢者、自殺のリスク要因となっている経済生活問題や勤務問題等に焦点を絞った取組です。行政の縦割りを越えて、それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な施策群となっています。

4つの「重点施策」

水俣市における自殺のハイリスク群と
自殺のリスク要因に沿った取組

健康問題に関わる
自殺対策の推進

高齢者の自殺対策
の推進

生活困窮者支援と自殺
対策の連動の強化

勤務問題に関わる
自殺対策の推進

5つの「基本施策」

地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組

地域におけるネット
ワークの強化

自殺対策を支える
人材の育成

市民への啓発と
周知

生きることの促進
要因への支援

児童生徒のSOSの
出し方に関する教育

3 5つの基本施策

5つの基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組、すなわち「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「住民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」です。

これらの施策それぞれを強力に、かつこれらを連動させて総合的に推進することで、本市における自殺対策の基盤を強化します。

【基本施策1】地域におけるネットワークの強化

本市の自殺対策を推進する上で最も基礎となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。これには、自殺対策に特化したネットワークの強化だけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化も含まれます。妊産婦の子育ての悩みや産後うつ等や、介護者の介護の悩み等からくる自殺を防止するための支援ネットワークなど、自殺の要因となり得る分野のネットワークとの包括的かつ横断的な連携を強化していきます。

（1）地域における包括的・横断的なネットワークの強化

生きる支援ネットワーク協議会をはじめ、地域におけるさまざまなネットワークを活用し、早期発見・早期対応、支援体制の強化を図ります。

（2）特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

妊産婦や乳幼児・児童、高齢者・介護等に関して展開されているネットワークの連携・強化を図ります。

【基本施策2】自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担う人材がいてこそ機能します。そのため自殺対策を支える人材の育成は、本市の自殺対策を推進する上で基礎となる重要な取組です。身近な地域で支え手となる市民を増やし、様々な分野の専門家や関係者に自殺対策の視点を持ってもらうための研修等も強化していきます。

（1）さまざまな職種を対象とする研修

保健、医療、介護、福祉、商業、工業等、各分野において相談・支援等を行うさまざまな職種や、市職員を対象とするゲートキーパー養成講座を開催し、自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し支援へとつなぐ役割を担う人材を育成します。

また、ゲートキーパー講師養成講座の受講によりゲートキーパー養成講座の講師を増やし、地域の人材育成を強化します。

（2）市民に対する研修

市民向けゲートキーパー養成講座を実施し、身近な地域で支え手を増やし見守りを強化します。また、自死の発見を予見もしくは、察知できる可能性のある職業の方々等に対して、出前講座等を活用しゲートキーパーのすそ野を広げます。

※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

【基本施策3】市民への啓発と周知

地域のネットワークを強化して相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、適切な支援につながることはできません。そこで相談機関等に関する情報を、様々な接点を活かして市民に提供するとともに、講演会等を開催することで市民が自殺対策について理解を深めることのできる機会を増やします。あわせて、広く地域全体に向けた啓発も強化します。

(1) 啓発グッズの作成と周知

計画や概要版、リーフレット等を作成し、さまざまな場所や機会を捉えて、自殺対策に関する啓発活動を行います。

(2) 市民向け講演会・イベント等の開催

自殺予防週間（9月）や自殺対策月間（3月）に合わせて、自殺や自殺関連事業に関する正しい知識を普及します。

(3) 各種メディアを活用した啓発活動

市の広報紙やホームページ等を活用し、自殺対策関連の情報を掲載することで、市民への周知と理解の促進を図っていきます。

(4) 地域や家族と連携した情報の発信

地域のさまざまな団体や協議会等を通じ、児童生徒や高齢者等、地域の自殺の実態や自殺対策について情報提供することで、市民が自殺に追い込まれることのない地域を作っていく上での基盤を作ります。

【基本施策4】生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。そのため、本市においても自殺対策と関連の深い様々な分野における取組を幅広く推進していきます。

(1) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援（居場所づくりを含む）

こころやからだの健康に関する悩みや経済的な問題等、さまざまな問題や課題を抱える人への相談対応や支援、集う場所等を引き続き提供します。

(2) 自殺未遂者への支援

自殺企図者や自傷他害疑いの人等、行方不明捜索・保護活動を行います。また、救急病院での救命後、対応困難な患者を受け入れ、入院等による治療、ケアを行います。

(3) 遺された人への支援

自死遺族等への支援情報等の提供を行います。

(4) 支援者への支援

対応が困難な場合等、支援者に対する専門的な助言や支援等を受けられるよう関係機関と連携します。

【基本施策5】児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスの対処法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）の実施に向けた取り組みを進めます。

（1）SOSの出し方に関する教育の実施に向けた体制の整備

児童生徒向けのSOSの出し方に関する教育について、教職員の研修に資する教材の作成・配布、教職員の資質向上のための研修など国の動向等を踏まえ取組を実施します。

（2）SOSの出し方に関する教育に対する理解の促進

いじめに関するアンケートを実施し児童生徒のSOSのサインの早期発見・支援を行うとともに、保護者向けの研修会を開催します。

（3）児童生徒からのSOSに対応する受け皿の強化

自立支援事業連絡協議会を開催し、「いじめ防止」「不登校対策」「虐待防止」について協議するとともに、不登校児童生徒への対応や、校内体制に基づき組織的にいじめの防止等の取り組みを行います。

4 4つの重点施策

本市においては、年代では60歳以上が多く、原因・動機では「健康問題」が最も多く、「家庭問題」「経済生活問題」があります。自殺総合対策センターの作成した「水俣市自殺実態プロファイル（2021）」においても、「高齢者」や「生活困窮者」による自殺とともに、「勤務・経営」を理由とした自殺への取組を、今後重点的に進めることが推奨されています。

これらの点から本市では、「健康問題」「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」にかかわる自殺への対応を、今後の重点施策と定めた上で取組を進めていきます。

【重点施策1】健康問題に関わる自殺対策の推進

こころの健康には、身体状況、社会経済状況、住居や職場の環境、対人関係など、多くの要因が影響し、なかでも、身体の状態とこころは相互に強く関係しています。健康が総合的なものであることを考えると、身体的な健康とこころの健康を統合した全人的なアプローチが必要です。

そこで、本市では、こころの健康を維持するための生活やこころの病気への対応などの知識の普及を図ります。

また、自殺の危険の高い人を早期に発見し、精神科医などの専門機関と連携し、迅速に適切な治療を受けられる環境整備を推進します。

（1）健康に関する知識の普及・啓発

身体的な健康とこころの健康に関する知識の普及・啓発を行います。

（2）生じつつある健康問題に対して、早期発見・支援へつなぐための取組を推進する

こころや体の健康に関する相談支援、必要に応じた治療及び、それを受けられる環境を整えます。

【重点施策2】高齢者の自殺対策の推進

高齢者は、死別や離別、病気や孤立等をきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込み、結果的に高齢者の自殺リスクは急速に高まることがあります。そのため、自殺リスクの高い高齢者の早期発見・早期支援が大きな課題となっています。

また、今後、団塊世代の高齢化がさらに進むことで、介護に関わる悩みや問題も一層増えていくことが考えられます。

そこで本市は、高齢者支援に関する情報を高齢者本人や支援者に対して積極的に発信し、高齢者を支える家族や介護者等への支援（支援者への支援）を推進します。加えて、高齢者一人ひとりが生きがいと役割を実感することのできる地域づくりを通じて高齢者への「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

（1）高齢者向けの支援に関する啓発の推進

高齢者や支援者に対して、高齢者向けの様々な相談・支援機関の存在を伝える取組を進めます。

(2) 支援者の「気づき」の力を高める

日々の接触を通じて高齢者の自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援につなぐことができるよう、支援者に対するゲートキーパー養成講座の実施や受講の推奨を行います。

(3) 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進

地域における交流会や健康支援を兼ねたイベント等を通じて、高齢者と地域がつながれる機会を増すなどして、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりを進めます。

(4) 支援者への支援を強化する

認知症の家族等、支援者を支援します。

【重点施策 3】生活困窮者支援と自殺対策の連動性の強化

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因になりかねません。

生活困窮者による自殺を防ぐには、生活扶助等の経済的な支援に加えて、就労支援や心身面の疾患に対する治療、様々な分野の関係者が協働し取組を進めることで、生活困窮者を包括的に支援していく必要があります。

生活困窮者対策は、生活困窮者自立支援担当部門と自殺対策担当部門の連携が求められることから、本市でも関係機関が連携しながら、包括的な生きる支援を図っていきます。

(1) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」を強化する

生活苦等から自殺のリスクが高い市民に対し「生きることの包括的な支援」を提供するとともに、そうした支援を担う人材を育成します。

(2) 支援につながっていない人を、早期に支援とつなぐための取組を推進する

自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を、早い段階で発見するとともに、必要な支援へとつなぐための取組を推進します。

(3) 多分野の関係機関が連携・連動する基盤を整備する

多分野の関係機関が連携し「生きることの包括的な支援」を推奨するための基盤を整備するとともに、そうした取組の推進にあたって必要となるツールの活用等を進めます。

【重点施策 4】勤務問題に関わる自殺対策の推進

過労やパワハラ、職場の人間関係等勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制を強化するとともに、勤務問題の現状や対策についての周知・啓発活動も強化し、さらには、健康経営に資する取組を推進することで自殺リスクが高まりにくい労働環境の整備を後押しします。

(1) 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制の強化

過労やパワハラ、職場の人間関係等の勤務問題に端を発する自殺のリスクを低減させるための取組として、労働者や経営者を対象とする相談支援を充実させます。

(2) 勤務問題の現状や対策についての周知・啓発活動の強化

市内事業所に対して、勤務問題の現状について啓発を行うとともに、相談先情報やこころと体の健康に関する相談窓口について周知を行います。

(3) 健康経営に資する取組を推進する

労働者一人ひとりが心身共に健康で、やりがいを持って働き続けることのできる職場環境づくりを積極的に推進し、そもそも勤務問題による自殺のリスクを生み出さないための労働環境づくりを推進します。

5 具体的取り組みと評価について

今後、以下の具体的取り組みにより、自殺対策を推進していきます。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化			
項目	実施内容	関係機関	具体的な取り組み
(1) 地域における包括的・横断的なネットワークの強化	生きる支援ネットワーク協議会	いきいき健康課	年2回協議会を開催し、みなまた生きる支援推進プランに沿った施策の取り組み状況について情報共有を行う。
	精神保健相談	水俣保健所 いきいき健康課	随時、精神保健相談・こころの健康相談を受け、相談内容に応じた助言等を行うとともに、精神科医療機関や各種機関の紹介等を行う。
	ふれあいネットワーク	水俣市社会福祉協議会	ふれあい活動員が高齢者世帯や障がい者世帯等へ訪問し、安否確認や心配事を傾聴し、必要に応じて専門機関につなぐ。 ふれあい・いきいきサロンや地域リビングのように公民館等に会することで安否確認を行い、定期的に在宅への訪問活動を行うなど、地域の現状に合わせた取り組みを行う。
		水俣市地域婦人会連絡協議会	ふれあい・いきいきサロンや地域リビング等で公民館に集まり、互いの健康や近況報告で情報を得る。
	地域包括支援センター	水俣市社会福祉協議会（水俣市地域包括支援センター）	地域包括支援ネットワーク構築と、関係機関と連携しながら住民の健康や生活に関する相談に対応する。
家庭訪問・見守り活動	民生委員児童委員協議会	さまざまな接点を生かして、心配事などを聞き、必要に応じて関係機関と情報共有し連携を図る。	
(2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化	保健・医療・福祉連携会議	水俣市立総合医療センター 福祉課、いきいき健康課	妊産婦やこどもの要フォロー者の情報共有を行い、切れ目のない支援を行う。
	子どもたちの自立支援事業	教育委員会	市自立支援事業連絡協議会を実施し、児童生徒を取り巻く課題の克服に向けて、関係機関のそれぞれの立場からの意見や情報を交換・協議し、活動を推進する。
	子育て世代包括支援センター	いきいき健康課	妊婦から子どもまでの切れ目のない支援のため、子ども家庭総合支援拠点と一体となり、情報共有・支援を実施する。
	ケアラー支援	水俣市社会福祉協議会	ケアラーの認知度を向上させるための地区勉強会や、支援の基盤づくりを目的とした研修会・研究会議を実施する。
水俣市介護保険サービス事業者連絡協議会		相談窓口を伝える。 部会内で共有し機関へつなぐ。	

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成			
項目	実施内容	関係機関	具体的な取り組み
(1) さまざまな職種を対象とする研修	専門職向けゲートキーパー養成講座の開催	水俣保健所	市町、相談支援事業所、地域包括支援センター等、ハイリスク者と出会う可能性の高い機関の職員を対象にゲートキーパー養成講座を実施する。
	市職員向けゲートキーパー養成講座の開催	総務課 いきいき健康課	職員へのゲートキーパー養成講座を実施する。職員研修として位置づけ実施できるように検討する。
	ゲートキーパー講師養成研修への受講の推奨	いきいき健康課	職員が県主催のゲートキーパー講師養成研修を受講する。
(2) 市民に対する研修	市民向けゲートキーパー養成講座の開催	いきいき健康課	自死の発見を予見もしくは察知できる可能性のある職業団体や市民団体等へゲートキーパー養成研修を実施する。

基本施策3 市民への啓発と周知			
項目	実施内容	関係機関	具体的な取り組み
(1) 啓発グッズの作成と周知	様々な機会を活用した啓発	水俣保健所	保健所ロビーにポスター及びリーフレットの設置を行うとともに、芦北地域振興局twitter等による啓発を行う。
	計画や概要版、相談窓口一覧のリーフレット等の配布	いきいき健康課	協議会の構成団体へ配布及び設置を依頼し、広く周知する。
	自殺対策強化月間キャンペーンの実施	いきいき健康課	3月の自殺対策強化月間に合わせて、ポスターの掲示、市ホームページや広報紙への記事掲載を行う。
		水俣市地域婦人会連絡協議会	中学生を対象に「薬物乱用防止キャンペーン」を実施して犯罪・自殺につながらないようにする。
(2) 市民向け講演会・イベント等の開催	自殺や自殺関連事業に関する正しい知識の普及	いきいき健康課	9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間に合わせて、いきいき健康コーナーに自殺対策やこころの健康に関する掲示を行う。
(3) 各種メディアを活用した啓発活動	広報紙の活用	いきいき健康課	広報紙にこころの健康について掲載する。
	インターネットを通じた情報発信	いきいき健康課 市長公室	市ホームページにこころの健康について掲載する。
(4) 地域や家族と連携した情報の発信	児童生徒の自殺に対する理解の促進	教育委員会 水俣市立小中学校	「熊本県いじめ防止基本方針」に基づき、6月に「心のすずなを深める月間」を実施する。また、自殺予防週間（9月）、児童虐待防止推進月間（11月）を踏まえたチャイルドライン等の相談窓口の周知及び啓発を実施する。
	地域の協議会等を通じた情報発信	いきいき健康課	市民団体への講話などを実施する。

基本施策4 生きることの促進要因への支援			
項目	実施内容	関係機関	具体的な取り組み
(1) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援（居場所づくりを含む）	精神保健相談	水俣保健所 いきいき健康課	随時、精神保健相談・こころの健康相談を受け、相談内容に応じた助言等を行う。精神科医療機関や各種機関の紹介等を行う。
	いきいきサロン	水俣市社会福祉協議会	会食会を中心とした交流活動を行う。生活支援体制整備事業と連動し、これまで取り組みのなかった地域での新たなサロンの設置や継続して取り組みのための支援を行う。
	フリースペース	水俣市社会福祉協議会	固定したプログラムは設けず、ひきこもりや不登校などの人が好きなことをしながら、家庭以外で落ち着いて過ごすことのできる環境を提供する。毎週金曜日14時～16時30分に社会福祉協議会多目的ルームで実施予定。
	ひきこもり家族交流会	水俣市社会福祉協議会	ひきこもっている人の家族等が同じ悩みを抱えている者同士で思いを語り合ったり、情報交換をして家族の精神的負担の軽減や支援に繋ぐきっかけ作りに取り組む。年4回（5月、8月、11月、2月）の第3水曜日午後開催予定。
	総合相談支援	水俣市社会福祉協議会	いつでも相談に対応できるよう土曜日及び祝日にも交代で職員による相談業務を実施し、その後も継続的に支援する。
	消費者行政対策事業	福祉課	多重債務相談等の相談を受け付け、必要に応じて法律の専門家への相談につなぐ。また、水俣市消費者あんしんネットワーク協議会の構成員と連携し、要支援者の情報共有・見守り活動等につなげる。

項目	実施内容	関係機関	具体的な取り組み
(1) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援 (居場所つくりを含む)	障がい者支援	福祉課 支援センターまどか くまもと芦北療育医療センター 石路の里相談支援事業所	障がいに関する相談を随時受け、各種手続きやサービスの案内を行い、関係機関と連携し、必要な支援の提供の調整を行う。 課内や相談事業所と情報共有を行い、必要な人に必要な支援が行えるよう努める。
	女性相談	福祉課・女性相談員	配偶者暴力相談支援センター、性暴力相談支援センターとして、よりよいサポートセンターを周知し、DVや性暴力等の相談対応を行う。
	家庭児童相談	福祉課・家庭児童相談員	児童虐待、子育て不安などの相談や要保護児童対策地域協議会の運営と関係機関と連携を図りながら児童虐待への対応を行う。
		いきいき健康課	
	相談業務	水俣警察署	関係機関との情報共有、引継ぎなどを行う
	乳児全戸訪問事業	いきいき健康課	生後4か月までの乳児がいる家庭に訪問し、支援が必要な家庭を把握し、適切な支援につなぐ
子育て世代包括支援センター	いきいき健康課	妊婦から子どもまでの切れ目のない支援のため、子ども家庭総合支援拠点と一体となり、情報共有・支援を実施する	
(2) 自殺未遂者への支援	行方不明捜索・保護活動	水俣警察署	行方不明者捜索、保護活動は各関係機関と協力し対応する。 警察官が保健所等に通報を行う。(精神保健福祉法第23条)
	医療機関の連携	精神科医療機関	関係機関と連携し必要に応じて治療やケアを行う。
(3) 遺された人への支援	自死遺族等への支援情報等の提供	いきいき健康課	自死遺族等への支援情報等を提供する。
(4) 支援者への支援	こころの健康アドバイザー	精神科医療機関 水俣保健所 水俣市立小中学校	学校からの相談や事例検討に医師や心理士が必要に応じて助言を行う。
	精神保健福祉センターへの相談	いきいき健康課	必要時相談し連携する。

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

項目	実施内容	関係機関	具体的な取り組み
(1) SOSの出し方に関する教育の実施に向けた体制の整備	文部科学省による教職員の研修に資する教材の作成・配布、教職員の資質向上のための研修等の検討	熊本県教育委員会 水俣市教育委員会	研修等の取組について随時検討する。
(2) SOSの出し方に関する教育に対する理解の促進	児童生徒のSOSのサインの早期発見・支援	教育委員会 水俣市立小中学校	教育相談アンケート/教育相談/三者面談/PTA意見交換会/該当指導/心のアンケートを実施し、学校・学級経営等に反映する、いじめの早期発見に努める。
	保護者向けの研修会	水俣市PTA連絡協議会	必要に応じて研修会を開催する。
(3) 児童生徒からのSOSに対応する受け皿の整備	子どもたちの自立支援事業	教育委員会	市自立支援事業連絡協議会を実施し、児童生徒を取り巻く課題の克服に向けて、関係機関のそれぞれの立場からの意見や情報を交換・協議し、活動を推進する。
	子ども自立支援室運営事業	教育委員会	各学校からの要請に応じて市教育相談員スクールソーシャルワーカー3名を派遣、不登校対策ケース会議への派遣を継続する。

項目	実施内容	関係機関	具体的な取り組み
(3) 児童生徒からのSOSに対応する受け皿の整備	子ども自立支援室運営事業	教育委員会	不登校・不登校傾向の児童生徒に対して、指導員2名で学習支援や学校・社会生活への適応を支援する。市スクールソーシャルワーカーと連携し支援を必要とする児童生徒に対して、子ども自立支援室の見学や体験入室等を行う。
	校内体制に基づき組織的にいじめの防止等の取組の実施	水俣市立小中学校	生徒理解研修/生徒指導委員会/いじめ・不登校対策委員会/子どもについて語る会/情報モラル教育の実施、愛の1・2・3運動プラス1の取組

重点施策1 健康問題に関わる自殺対策の推進

項目	実施内容	関係機関	具体的な取り組み
(1) 健康に関する知識の普及・啓発	広報紙の活用	いきいき健康課 市長公室	様々な健康に関する事業や情報提供を実施する。毎月19日はいきいき健康食育の日に合わせてホームページ等へ記事を掲載する。
	様々な機会を活用した啓発	いきいき健康課	様々な啓発機会を捉え、健康に関する啓発資料や計画概要版等配布する。
	精神保健相談	水俣保健所	随時、精神保健相談を受け、相談内容に応じた助言等を行う。 精神科医療機関や各種機関の紹介等を行う。
		いきいき健康課	個別の事例にあわせて保健所のこころの健康相談の利用、関係機関への紹介を行う。
	インターネットを通じた情報発信	いきいき健康課 市長公室	市ホームページやLINE等を活用し情報提供する。
(2) 生じつつある健康問題に対して、早期発見・支援へつなぐための取組を推進する	こころや体の健康に関する相談支援	医療機関	相談に対応し、必要に応じて関係機関とも連携しながら支援する。
		水俣保健所 いきいき健康課 等	随時、こころや体の健康に関する相談を受け、相談内容に応じた助言等を行う。 精神科医療機関や各種機関の紹介等を行う。
	こころや体の健康などの状態に応じた外来及び入院診療の実施	医療機関	こころや体の健康などの状態に応じた外来診療及び必要時には入院診療を行う。
	専門医と連携を図り、迅速に適切な治療を受けられる環境整備	医療機関 等	専門医と連携を図り、迅速に適切な治療を受けられる環境を整える。

重点施策2 高齢者の自殺対策の推進

項目	実施内容	関係機関	具体的な取り組み
(1) 高齢者向けの支援に関する啓発の推進	介護予防普及啓発事業	いきいき健康課	介護予防啓発のリーフレット等を活用し、介護予防活動の周知を行う。 訪問することで潜在的なニーズの把握に努める。
(2) 支援者の「気づき」の力を高める	自殺リスクの早期発見・早期支援	水俣市民生委員児童委員協議会 水俣市社会福祉協議会 いきいき健康課	介護予防把握事業、高齢者への訪問等を通して自殺リスクやこころの健康にリスクを抱える高齢者を把握し、早期に対応、関係機関へつなげる。
	既存の研修やイベント等の機会の活用	いきいき健康課	さまざまな機会を捉えて啓発活動を実施する。
	ゲートキーパー養成講座への受講の推奨	いきいき健康課	高齢者とその家族の支援者等へゲートキーパー養成講座の案内、受講を推奨する。

項目	実施内容	関係機関	具体的な取り組み
(3) 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進	地域リビング	水俣市社会福祉協議会	住民同士の交流活動や介護予防活動等、コロナ禍でも継続した活動を行い、地域の集う場を確保するとともに、新しい住民が参加しやすいような広報周知を行う。
		水俣市介護保険サービス事業者連絡協議会	対象者へ情報提供を行う。
	通所型サービス事業	いきいき健康課	心身の機能低下がみられる高齢者に短期集中的な通所サービスで介護予防を行う。
		水俣市介護保険サービス事業者連絡協議会	対象者へ情報提供を行う。
	まちかど健康塾	いきいき健康課	地域の公民館等で介護予防事業を継続して実施する。参加者の身体状況の把握に努める。
		水俣市介護保険サービス事業者連絡協議会	対象者へ情報提供を行う。
	市民教室	教育委員会	市民教室を広報で広く周知し実施する。
		水俣市介護保険サービス事業者連絡協議会	対象者へ情報提供を行う。
高齢者福祉センターを利用した趣味活動	水俣市老人クラブ連合会	水俣市高齢者福祉センターを利用し、毎月、舞踊や生け花などの趣味活動を行う。	
(4) 支援者への支援を強化する	認知症総合支援事業	水俣市社会福祉協議会	認知症当事者と介護する家族を一体的に支援し、早期の関係性構築や介助負担の軽減を支援していく事業を地域を拠点として展開していく自主運営グループに移行した家族会とは見守りやピアサポートの立場から連携をとる。

重点施策3 生活困窮者支援と自殺対策の連動性の強化

項目	実施内容	関係機関	具体的な取り組み
(1) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」を強化する	生活困窮者自立相談支援事業	水俣市社会福祉協議会	生活困窮またはその可能性のある人の相談に応じ、就労支援や貸付のあっせんなどの支援に取り組む。包括的・継続的な相談支援を行う。また、生活困窮者に対する包括的・継続的な支援体制構築のため、支援関係機関とのネットワークづくりに取り組むとともに、生活困窮者等の食生活改善のための支援や緊急的な食料品・日用品等の支援を行う。
	家計相談支援事業	水俣市社会福祉協議会	家計の状況を明らかにし、家計表作成や出納管理などの家計管理を支援するとともに、家計改善に必要な情報提供や助言・指導等を行う。
	生活相談	福祉課	社会福祉協議会との連携を強化し、第1のセーフティネット、最後のセーフティネットを効果的に活用し、包括的に支援を行う。
	消費者行政対策事業	福祉課	水俣市消費生活センターでの相談に加え、出前講座等によるアウトリーチ支援を行う。また、水俣市あんしんネットワーク協議会を活用した多機関協同による支援を強化する。
(2) 支援につながない人を、早期に支援とつなぐための取組を推進する	ゲートキーパー養成講座	いきいき健康課	税滞納金の徴収、生活支援等を担当する職員へ、ゲートキーパー養成講座を職員研修として実施する。
(3) 多分野の関係機関が連携・連動する基盤を整備する	連携のあり方に関する基本認識を共有	各関係機関	個別の事例検討を通じて、連携のあり方に関する基本認識を共有する。

重点施策4 勤務問題に関わる自殺対策の推進			
項目	実施内容	関係機関	具体的な取り組み
(1) 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制の強化	労働問題に関する相談窓口の情報提供	水俣商工会議所	労務相談会をはじめ経営に関する無料定例相談会を実施する。 相談窓口を設置する。専門家を派遣する。
(2) 勤務問題の現状や対策についての周知・啓発活動の強化	勤務問題の現状について啓発、相談先情報の周知	水俣商工会議所 経済観光課	労務相談会をはじめ経営に関する無料定例相談会を実施する。 相談窓口を設置する。専門家を派遣する。 経済観光課のメールマガジン・窓口へのパンフレット設置等で適宜周知を行う。
	こころや体の健康相談窓口の周知	いきいき健康課	働き世代へのこころと体の健康相談窓口について機会を捉えて周知に努める。
	健康経営に関する勉強会	水俣商工会議所 経済観光課	中小企業大学受講を支援する。 健康経営に関する無料出張勉強会を実施する。 関連のあるものについては経済観光課のメールマガジン・窓口へのパンフレット設置等で適宜周知を行う。
(3) 健康経営に資する取り組みを推進する	協会けんぽ熊本「ヘルスター」認定制度の推進	経済観光課	経済観光課のメールマガジン、窓口へのパンフレット設置等で周知を行うとともに、企業支援員を中心に事業者訪問の際、制度紹介を行う。
	熊本県「ブライ企業(※)」認定制度の推進	経済観光課	経済観光課のメールマガジン、窓口へのパンフレット設置等で周知を行うとともに、企業支援員を中心に事業者掘り起しと事業者の認定申請支援を行う。
	厚生労働省、中小企業庁の「働き方改革」等のPR活動	経済観光課	経済観光課のメールマガジン・窓口へのパンフレット設置等で適宜周知を行う。

※ブライ企業：ブラック企業と対極の企業をイメージする熊本県の造語で、働く人が生き生きと輝き、安心して働き続けられる企業のこと

具体的取り組みに関する評価

項目		現状値 (R3年度)	目標値	
生きる支援ネットワーク協議会開催	協議会開催による本プランの進捗管理及び具体的取り組みの推進により、自殺対策の推進を図る。	年1回	年2回以上	
市職員向けゲートキーパー養成講座	自殺のリスクを抱えた人を早期に発見し支援へとつなぐことのできる人材を育成することで、自殺予防につなげる。	年1回 累計56人 (20%未満)	市職員全員が受講	「参加してよかった」「自殺対策の理解が深まった」「今後の活動に活かせる」と答える人の割合90%以上
専門職・市民等向けゲートキーパー養成講座		累計134人	年2回以上 累計350人以上の住民が受講	
自殺対策に関する周知(啓発活動)	広く市民に啓発することで、市民の自殺対策の理解を深めるとともに、自殺リスクを抱える人に必要な情報が提供できる。	年1回 広報紙掲載 概要版作成・配布5,700部	広報紙掲載年2回以上 概要版作成・配布6,000部 市ホームページ掲載	
精神保健相談対応者における関係機関との連携状況※	相談対応後関係機関と連携を図ることで、必要の人に必要な情報や支援を提供することができる。	連携 100%	100%	

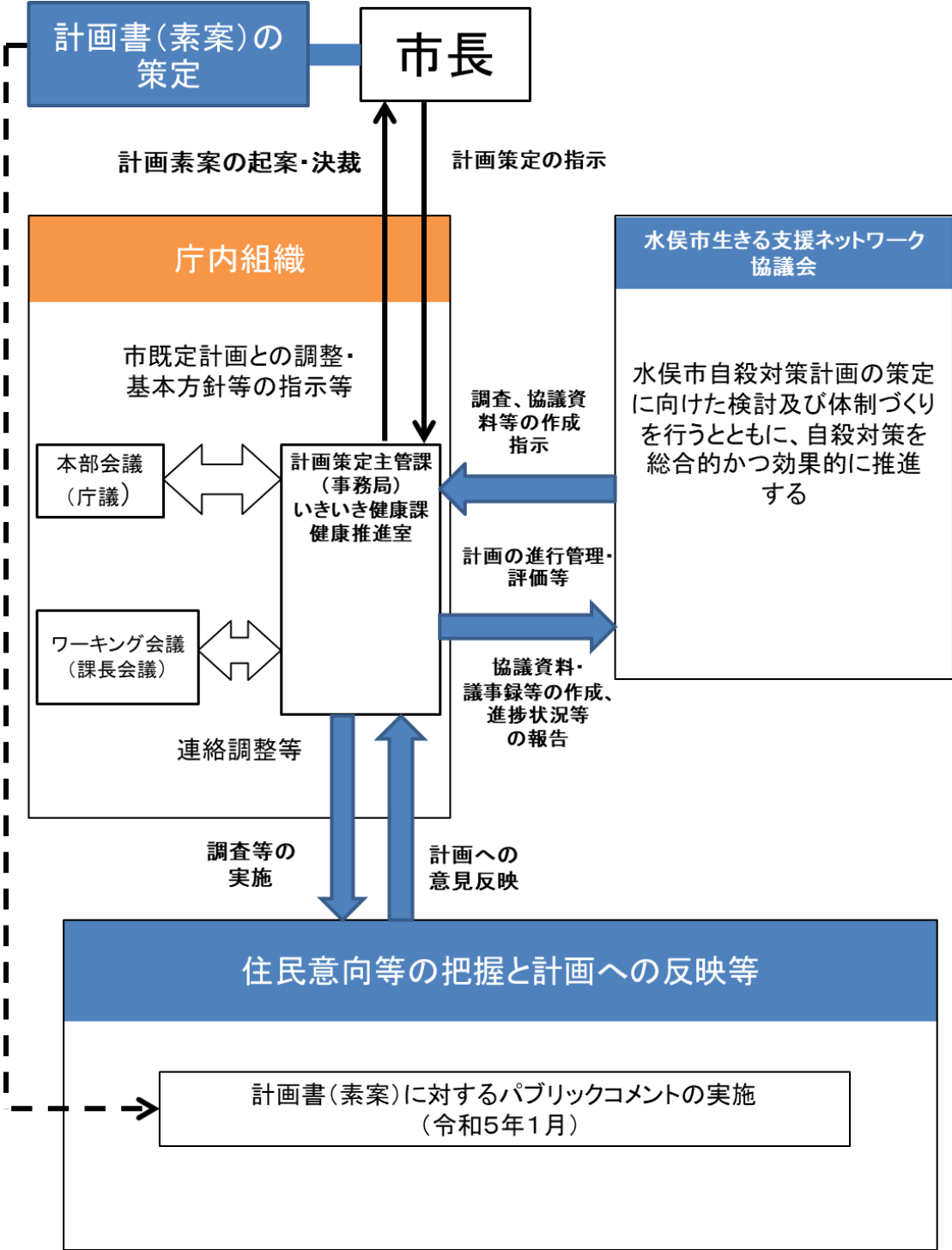
※連携状況：情報共有や支援、ケース会議の実施等

第4章 自殺対策の推進体制

自殺対策を推進するため、水俣市生きる支援ネットワーク協議会を設置し、庁内組織である、庁議や課長会議等を活用して、市における総合的な対策を推進します。

また、関係機関や民間団体等で構成する水俣市生きる支援ネットワーク協議会において、連携を強化し、それぞれの分野で課題を探り、事業の推進に努めるとともに、推進状況の確認、評価を行います。

【推進体制図】



水俣市生きる支援ネットワーク協議会設置要綱

(目的)

第1条 水俣市民の自殺対策を進める上で、水俣市の自殺の実態や自殺対策の理念・目標等の共有を行い、水俣市自殺対策計画の策定に向けた検討及び体制づくりを行うとともに、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、「水俣市生きる支援ネットワーク協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 本市の自殺対策について必要な情報交換に関する事。
- (2) 自殺対策に関する施策等の検討と評価に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関する事。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関、団体等から推薦された委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期中の委員の欠員による後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は原則として年1回以上開催する。
- 3 協議会が必要があると認めるときは、協議会の構成機関以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉環境部いきいき健康課において処理する。

(費用)

第8条 本会の出席者における旅費及び日当については負担しない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(招集の特例)

- 1 この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(施行期間)

- 2 この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第60号）
この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日告示第18号）
この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日告示第27号）
この要綱は、告示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年10月14日告示第89号）
この要綱は、告示の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

別表（第3条関係）

構成団体

No	機関名
1	水俣市芦北郡医師会
2	水俣病院
3	水俣協立クリニック
4	みずほ病院
5	水俣市PTA連絡協議会
6	水俣市学校長会
7	水俣市民生委員児童委員協議会
8	水俣市社会福祉協議会
9	水俣市地域包括支援センター
10	水俣商工会議所
11	水俣警察署
12	水俣保健所
13	水俣市役所産業医
14	水俣市介護保険サービス事業者連絡協議会
15	水俣市老人クラブ連合会
16	水俣市地域婦人会連絡協議会
17	水俣市教育委員会
18	水俣市福祉環境部福祉課



※SDGs（持続可能な開発目標）とは
2015年に国連で採択された、2030年までに達成を目指す17の国際目標。
「誰一人取り残さない」という理念のもと、「環境」「経済」「社会」の三側面に
統合的に取り組むことで持続可能な開発を目指します。

発 行 者：水俣市
所 属：いきいき健康課
発行年度：令和4年度